

## こども基本法

**【目的】**日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

- 【理念】**
- 1 全てのこどもが**個人として尊重され、基本的人権が保障**されるとともに、差別的扱いを受けることがないようにする。
  - 2 全てのこどもが**適切に養育され**、その生活を保障され、愛され保護され、健やかな成長・発達・自立が図られ、**福祉に係る権利が等しく保障**され、教育基本法の精神に則り**教育を受ける機会が等しく与えられる**こと。
  - 3 年齢発達に応じて自己に直接関係する全ての事項に**意見表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が保障**されること。
  - 4 年齢発達に応じてその**意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮**されること。
  - 5 こどもの養育に一義的責任を担う**家庭の保護者に対し、こどもの養育に関し十分な支援を行う**とともに、家庭養育が困難なこどもに、**できる限り家庭と同様の養育環境を確保**すること。
  - 6 **家庭や子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感できる社会環境を整備**すること。

計画名・根拠等	計画の主な内容	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	計画の目的・理念等
<b>子どもの環境づくり推進計画</b> H30～R4（5年間）  【高知県子ども条例 第10条】 （義務）	<b>1 家庭・学校・地域社会活動を通じた人間性・社会性の育成</b> （自然・文化芸術スポーツ体験活動、キャリア教育、防災学習等） <b>2 成長に応じ規範意識、自尊心、他者を思いやる心を身につける</b> （高知版ネウボラ推進、親育ち支援、居場所づくり、道徳教育、非行防止、安全確保等） <b>3 子どもの尊厳・権利の尊重と健やかな成長</b> （児童虐待防止、人権教育、不登校支援、経済的支援、社会的養護充実、健康教育）		高知県子どもの環境づくり推進計画 （第4期）					高知県子どもの環境づくり推進計画 （第5期）【予定】					<b>【目的】</b> 子どもの尊厳及び権利が守られ、健やかに成長できる環境づくりについて基本理念を定め、県・保護者・学校関係者等・県民の責務を明らかにし施策の基本事項を定め総合的かつ計画的に推進し、 <b>全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。</b> <b>【基本理念】</b> 1 子どもが年齢・成熟度に応じて成長できる 2 家庭、学校、地域社会における活動を通じて人間性及び社会性を育み、成長とともに高い規範意識、自尊心、他者を思いやる心を身につけることができる環境をつくる 3 保護者、学校関係者等、地域社会及び行政が子どものために連携する	
<b>高知県子ども・子育て支援事業支援計画</b> R2～6（5年間） 【子ども・子育て支援法 第62条】 （義務）	1 高知版ネウボラの推進 2 就学前教育・保育の充実（保育の需給調整、人材育成等） 3 地域における子育て支援（地域子ども・子育て支援事業の充実）	高知県子ども・子育て支援事業支援計画			「第2期子ども・子育て支援事業支援計画」及び「次世代育成支援行動計画」を、『高知家の少子化対策総合プラン（後期計画）』として一体的に策定					<b>新 高知県 こども計画</b> ●こども基本法 第10条 1 都道府県は、 <b>こども大綱を勘案して、都道府県におけるこども施策についての計画（都道府県こども計画）を定めるよう努めるものとする</b> 3 都道府県こども計画は、「 <b>子ども若者支援推進法</b> 」に規定する計画、「 <b>子どもの貧困対策推進に関する法律</b> 」に規定する計画、その他法令の規定により都道府県が作成する計画で、こどもの施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる  <b>※国の「こども大綱」</b> ○政府は、「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」を一体的に作成し、こども施策を総合的に推進 ○こども大綱の案は、こども家庭庁に置く「こども政策推進会議（会長：内閣総理大臣）」が作成し閣議決定				
<b>高知県次世代育成支援行動計画（改定版：後期計画）</b> R2～6（5年間） 【次世代育成支援対策推進法 第9条】（努力義務） 【子ども・若者育成支援推進法 第9条】（努力義務） ●少子化社会対策基本法 第4条に定める総合的施策（責務）	1～3：上記に同じ 4 特別な支援を要する子どもや家庭への支援（児童虐待防止、社会的養護充実、ひとり親家庭支援、非行防止、障害児支援） 5 仕事と家庭生活の両立支援（WLB） 6 ライフステージに応じた切れ目のない支援（結婚支援、周産期小児医療充実、子育て支援、教育の充実、健全育成、安全確保）	高知県次世代育成支援行動計画（改定版） 『高知家の少子化対策総合プラン（前期計画）』			「すこやか親子21(第2次)」に基づく「都道府県母子保健計画」、新・放課後子ども総合プラン」に基づく「都道府県行動計画」にも位置付け									
<b>高知家の子どもの貧困対策推進計画</b> R2～5（4年間） 【子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条】（努力義務）	1 子どもたちへの支援（教育の充実、就学前教育・保育の充実、厳しい環境にある子ども支援、高知版ネウボラの推進、非行防止、経済的負担軽減、社会的養護充実、児童虐待防止） 2 保護者等の支援（就業支援、親育ち支援等）				第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画  ●次期計画は一体的に策定する予定									
<b>高知県ひとり親家庭等自立促進計画</b> H29～R5（7年間） 【母子及び父子並びに寡婦福祉法 第12条】（努力義務）	ひとり親家庭支援 （情報提供・相談体制強化、就業支援強化、経済的支援の充実、日常生活支援の充実）				第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画 H29～R3 ⇒ H29～R5（2年延長）									

<b>日本一の健康長寿県構想</b> R2～5（4年間）	高知版ネウボラの推進、児童虐待防止、就学前教育・保育の充実、厳しい環境にある子どもの支援、社会的養護充実、ひとり親家庭支援				第4期計画								<b>【目指す姿】</b> 県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県  <b>【基本理念】</b> 1 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢にむかって羽ばたく子どもたち 2 郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材
<b>高知県教育振興基本計画</b> R2～5（4年間） 【教育基本法 第17条】（努力義務）	チーム学校の推進、厳しい環境にある子どもの支援、デジタル教育の推進、地域との連携協働、就学前教育・保育の充実、生涯学び続ける環境づくりと安心安全な教育基盤の確保				第3期計画								<b>【目指す姿】</b> 地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県
<b>まち・ひと・しごと創生総合戦略</b> R2～6（5年間） 【まち・ひと・しごと創生法第9条】（努力義務）	ライフステージに応じた少子化対策の推進（出会い支援、高知版ネウボラの推進、WLB）官民協働による県民運動の展開 女性の活躍の場の拡大				第2期戦略				「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の策定に伴い、 ●R5に内容を見直し、前倒して第3期戦略を策定【第3期総合戦略：R6～9の4年間】				